

よくある質問（事務事業編）令和7年2月19日更新

分野	小見出し	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
【1.全般】に関する質問	—	Q1-1	事務事業編を策定するにあたり、どこから手をつければよいですか。事務事業編のひな型や策定の手順を示したものがありますか。	マニュアル（簡易版）を御覧ください。また、簡易な事務事業編の「ひな型」（Word版）も御活用ください。 ■マニュアル（簡易版） https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/jimu_s_202404.pdf ■マニュアル（簡易版）（ひな型編） https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/jimu_manual_s_hinagata_202404.docx	2021年8月31日	2024年6月12日
		Q1-2	地方公共団体実行計画に記載すべき内容について、温対法以外に定められているものはありますか。	地球温暖化対策推進法第21条第1項にあるとおり、地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策計画に即して策定する必要があります。環境省では、地方自治法に基づく地方公共団体への技術的助言として策定・実施マニュアル類を策定・公表しています。	2021年10月1日	—
		Q1-3	事務事業編を区域施策編や、そのほかの計画と統合して策定することはできますか。	地方公共団体実行計画としては問題ありません。ただし、統合計画の中身に事務事業編における必要事項が記載されていることが条件となります。例えば、多くの地方公共団体において、事務事業編と区域施策編をそれぞれ別個に策定・実施している例が見られますが、両者を一体的に推進していく観点から見ると、2つの計画を一本化することが推奨されます。また、政策分野が類似しており、関連が深いと考えられる計画などについても、一体策定が推奨されています。複数の計画の一体策定ならびに共同策定については、下記の事務連絡も参考にしてください。 ■環政総発第2303175号 令和5年3月17日「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について（通知）」 https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r04/tb_r4fu_16env_8.pdf	2023年3月10日	2025年2月19日
		Q1-4	事務事業編と区域施策編はどのような関係にありますか。	事務事業編で取り扱う地方公共団体の事務事業から排出される温室効果ガスは、区域施策編で取り扱う業務部門や廃棄物分野における温室効果ガス排出量の一部となります。したがって、事務事業編に掲げる地方公共団体の削減目標は、「業務部門等における一事業者としての責務」と「公共機関としての率先行動」という側面を持つと考えられます。	2023年3月10日	—
【2.計画の基本的事項（目的、目標年度、対象ガス）】に関する質問	—	Q2-1	環境基本計画の作成がまだですが、事務事業編を先に策定してもよいですか。	環境基本計画がなくても、事務事業編を単体で策定することができます。	2011年3月28日	2020年2月7日
		Q2-2	これから事務事業編を策定する場合、対象期間はどのよう設定すればよいですか。	事務事業編の計画期間は、地球温暖化対策計画に即して原則として2030年度末までとします。目標年度（2030年度）に至る計画期間内において、事務事業編が対象とする公共施設や科学技術の進展など、内外の関係する動向は変化していくことが見込まれますので、事務事業編を一定期間ごとに見直すことが望まれます。この「一定期間」については、各地方公共団体の実情に応じて決定できますが、いわゆる総合計画などの策定期間等との連携を鑑みると、5年程度が適切と考えられます。ただし、各地方公共団体の実情に応じて5年より短く、または長く設定することも可能です。なお、この見直しの結果から改定の可否を決定し、改定が必要と判断された場合には、その翌年度に改定作業を行うこととなります。	2010年2月22日	2024年6月12日
		Q2-3	事務事業編の基準年度は、2013年度以外に設定してもよいですか。	事務事業編の基準年度については、地球温暖化対策計画において、2013年度を基準年度としていることから、特段の理由がなければ2013年度とすることが推奨されています。ただし、初めて事務事業編を策定する地方公共団体で、これまで「温室効果ガス総排出量」の算定データの蓄積がない場合などは、把握可能な直近の年度を基準年度に設定することも可能です。	2021年10月1日	—
		Q2-4	事務事業編の改定にあたって、他計画との計画期間を揃えるため、計画期間を1年延長してもよいですか。	区域施策編や環境基本計画等の他計画との計画期間を揃えることを目的に、事務事業編の計画期間を延長することは問題ありません。「実行計画の見直し時期までの一定期間」については、各地方公共団体の実情に応じて決定することができます。	2021年10月1日	—
		Q2-5	事務事業編の改定にあたって、算定対象（既存施設、事業、ガスの種類等）を増やそうとしたところ、基準年度からのデータが揃いません。どのように対応するべきですか。	「温室効果ガス総排出量」の算定データの蓄積がない場合などは、改定に当たり、基準年度が変更になった旨を計画に明記し、把握可能な直近の年度を基準年度に設定することが可能です。なお、事務事業編の改定にあたって、基準年度以降に対象施設の新設や廃止、もしくは設備等の増減があっても基準年度を必ずしも変更する必要はありません。基準年度を変更しない場合は、「温室効果ガス総排出量」を示す際に、排出量の増減要因として、算定対象の増減を記述することは考えられます。	2021年10月1日	2022年3月14日
【3.計画の基本的事項（対象範囲）】に関する質問	3.1対象範囲全般	Q3.1-1	職員がそこで活動していない公園や道路照明は対象施設から除いて問題ないですか。	事務事業編は、地方公共団体の事務及び事業全般が対象となります。職員のその場での活動がなくとも、対象範囲からは除かれませんが、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定範囲は、温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲であり、エネルギー管理権限を有する範囲（※）です。市町村が管理する公園灯、街路灯、道路照明等は、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象となります。なお、マニュアル（算定手法編）では街路灯などの屋外照明について、電気事業者との契約種別が定額制（「定額電灯」等）で電気使用量によらず電気料金が定額である契約については、電気使用量が請求書等に明記されていないため、推計により把握する方法が記載されています。 ※エネルギー管理権限を有しているとは、①設備の設置・更新権限を有し、かつ、②当該設備のエネルギーの使用量が計量器等により特定できる状態にあることをいいます。	2011年3月28日	2022年5月31日
		Q3.1-2	複数施設を有する場合、まずは庁舎のみを対象に策定し、順次拡大するという方法でもよいですか。	事務事業編の対象は、地方公共団体の事務及び事業全般です。一部の施設に限定しなければ「温室効果ガス総排出量」を算定できないやむを得ない事情がある場合は、算定対象を段階的に拡大することが考えられます。その場合、「温室効果ガス総排出量」を経年的に比較できないことに御留意ください。	2010年2月22日	2021年3月15日

よくある質問（事務事業編）令和7年2月19日更新

分野	小見出し	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
		Q3.1-3	地方公共団体が賃貸している施設（電気代やガス代は賃借人が払っている）は対象に入るのでしょか。	マニュアル（本編）の58ページにあるとおり、事務事業編の対象となる施設・設備は、基本的には地方公共団体（財産区を除く地方公共団体）が所有又は賃借している全ての施設・設備です。 そのため、職員寮や公営住宅等の地方公共団体が賃貸している施設（電気代やガス代は賃借人が払っている）は事務事業編の対象範囲に含まれますが、個人が占有する居室などプライベートな空間については行政が関与するところではないため、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定にあたっては、対象範囲外としていただいて問題ありません。	2023年12月8日	—
		Q3.1-4	災害発生時に使用したエネルギー消費量は、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象ですか。	事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象は、温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲であり、エネルギー管理権限を有する範囲（※）です。 災害対応時についても対象となります。 結果を公表する際、平常時との乖離があるという分析結果を記載しておくことで、継続した評価が可能と考えられます。 ※エネルギー管理権限を有しているとは、①設備の設置・更新権限を有し、かつ、②当該設備のエネルギーの使用量が計量器等により特定できる状態にあることをいいます。	2021年12月22日	—
		Q3.1-5	対象とする事務・事業の範囲に変更が生じた場合は、「温室効果ガス総排出量」の把握はどうすればよいですか。	対象施設等に変更があった場合は、変更を踏まえた「温室効果ガス総排出量」と、経年での評価が可能な範囲の温室効果ガスの排出量の2種類を、把握することを推奨します。	2010年2月22日	2021年3月15日
		Q3.1-6	必要性・安全性の観点から削減対策が困難な箇所は対象外としてよいですか。	事務事業編の対象は、地方公共団体の事務及び事業全般と定められているため、その規定に従う必要があります。一方で、削減対策はマニュアル（本編）を参考にいただき、可能な範囲で措置を御検討ください。	2010年2月22日	2021年3月15日
		Q3.1-7	学校で使用している機器について、「家庭用機器」に該当しますか。	家庭用機器とは、こんろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が日常生活の用に供する機械器具のことです。 その他、給湯、家庭科室のこんろ、理科室のガスバーナーについても、家庭用機器として算定しても問題ありません。	2021年10月1日	—
3.2委託業務・指定管理者制度の施設の扱い		Q3.2-1	ごみ焼却を一部事務組合や他の市町村に委託していますが、排出量をどう計算すればよいですか。	ごみの焼却を一部事務組合や他の市町村に委託している場合は算定対象外となります。ただし、一般廃棄物の収集を市町村で行い、焼却は一部事務組合で行っている場合は、収集は市町村の対象、焼却は一部事務組合の対象となります。	2010年2月22日	2020年2月7日
		Q3.2-2	他の市町村で発生したごみを受け入れて焼却していますが、排出量をどう計算すればよいですか。	事務事業編では、他市町村を含めたごみ焼却が排出量算定の対象となります。なお、区域施策編では、他市町村を除いたごみ焼却が排出量算定の対象となります。	2021年8月31日	—
		Q3.2-3	指定管理者制度の施設は事務事業編や「温室効果ガス総排出量」の算定の対象から除外してもよいですか。また、指定管理者制度の施設において、一事業者として管理している車両（リースの場合含む）は事務事業編の対象から除外してもよいですか。貸付施設についても除外してもよいですか。	「温室効果ガス総排出量」の算定範囲は、温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲であり、エネルギー管理権限を有する範囲です。これに該当する場合は、指定管理者に施設運営を委託していても、対象となります。逆に、温室効果ガスの排出量を自ら管理できず、エネルギー管理権限を有しない場合は、算定対象から外しても構いません。その場合は指定管理先に温室効果ガス排出量削減等の措置を講ずるよう要請してください。 また、指定管理者制度の施設において、一事業者として管理している車両については、地方公共団体の事務・事業に利用されている場合は、事務事業編の対象となります。また、この車両について、地方公共団体が温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲であり、エネルギー管理権限を有する場合は、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定範囲に含まれます。指定管理先の事業者が車両のリース契約している場合であっても、地方公共団体が温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲か、エネルギー管理権限を有するか、という観点から判断します。貸付施設につきましても同様の考え方となります。	2010年2月22日	2025年2月19日
		Q3.2-4	委託業務は事務事業編、「温室効果ガス総排出量」の算定の対象から除外してもよいですか。	委託業務は、事務事業編の対象範囲とし、受託者等に対し可能な限り温室効果ガスの排出削減等の取組（措置）を講ずるよう要請するものとします。また、温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲であり、エネルギー管理権限を有する範囲（車両・屋外照明・信号機を含む）であれば、「温室効果ガス総排出量」の算定範囲に含めてください。	2021年8月31日	2022年12月27日
		Q3.2-5	市が管理している市営住宅は、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象となるでしょうか。	公営住宅については、マニュアル（本編）の81ページ、表4-10にあるとおり、施設の管理運営に係る事務所の部分や共用部等を事務事業編の温室効果ガス総排出量の算定対象とし、入居者の生活に伴う部分は算定対象外とします。	2025年2月19日	—
		Q3.2-6	どのような状況であれば「エネルギー管理権限を有している」といえるのでしょうか。	マニュアル（本編）の59ページ表4-2の※3に「エネルギー管理権限を有する範囲」とは、①設備の設置・更新権限を有し、かつ、②当該設備のエネルギーの使用量が計量器等により特定できる状態にあると記載しています。 「①設備の設置・更新権限を有する」とは、例えば団体自らが温室効果ガス総排出量の削減を目的として施設内の照明をLEDに交換する等の意思決定が可能な契約・管理運営形態であることを想定しています。 「②当該設備のエネルギーの使用量が計量器等により特定できる状態」とは、メーター等で個別に使用量を確認できる状態を想定しています。一方、例えばテナント専用部でテナント単位で計量されていない場合は特定できない状態となります。	2025年2月19日	—
	3.3自動車、公用車関係		Q3.3-1	大型特殊自動車及び小型特殊自動車は、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象ですか。	事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象は、「地球温暖化対策推進法施行令第3条に定められている活動」です。大型特殊自動車及び小型特殊自動車は、施行令第3条には直接的な記述はありません。マニュアル（算定手法編）51ページの本文及び表3-12を御参照ください。 ただし、施行令第3条第1項第2号タや第3条第1項第3号レにあるとおり、同施行令に掲げられるもののほか、実測その他適切な方法により排出量が得られる場合は、算定することも可能です。	2021年12月22日

よくある質問（事務事業編）令和7年2月19日更新

分野	小見出し	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
		Q3.3-2	公用車を売却した場合、自動車用エアコンディショナーの破棄に伴うハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出量を算定するべきですか。	自動車を売却した（自ら廃棄しない）場合は、廃棄した際に排出されるハイドロフルオロカーボン（HFC）は対象外となるため、事務事業編において温室効果ガスの排出量として算定する必要はありません。 一般的に自動車の解体・廃棄は専門業者が行うことが多く、地方公共団体がカーエアコンの廃棄を事務事業として実施しているケースは少ないと考えられます。そのため、例えば、不法投棄の自動車の代執行による処分の場合や、公用車の売却・廃車等であっても算定の対象とならない可能性が高いと考えられます。 一方で、自動車用エアコンディショナーの使用（売却までの使用期間内）にかかるハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出量の算定は必要になりますので、マニュアル（算定手法編）の106ページを御確認ください。	2022年3月14日	2025年2月19日
		Q3.3-3	マイルドハイブリッド車は電動車に該当しますか。	マイルドハイブリッド車はモーターのみでの稼働はできないハイブリッド車であるため、GHG削減効果が低いことから、電動車の対象外として整理することが適切と考えます。	2023年12月8日	—
	3.4吸収作用の保全	Q3.4-1	事務事業編には、「吸収作用の保全及び強化のための措置」について、記載する必要がありますか。	地球温暖化対策推進法では、都道府県及び市町村は事務・事業に関して、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされています。また、地球温暖化対策計画において、「事務事業編の対象範囲は全ての行政事務を対象とする。」とされているため、「吸収作用の保全及び強化のための措置」の内容について、事務事業編に記載することになります。 措置の目標の設定については、地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策計画では、定められていないため、必須ではありません。ただし、措置の目標設定（吸収量ではなく、スケジュールや植林木数等）を妨げるものではありません。	2021年10月1日	—
【4.「温室効果ガス総排出量」の算定】に関する質問	4.1算定方法全般	Q4.1-1	浄化槽の処理対象人員はどう設定すればよいですか。 例えば、公園等、常に利用者がいるとは考えにくい施設の場合や、公民館のような日中の利用が不安定な施設についてはどう設定すればよいですか。	浄化槽の処理対象人員とは、算定対象となる浄化槽を通常利用している人数を指します。利用者数を把握できない場合は、年間の1日当たり平均利用者数を推測する、人槽数を処理対象人員として計算する等の方法が考えられます。 なお、事務事業編で対象とする浄化槽の処理対象人員は地方公共団体の保有する施設内に浄化槽が設置している場合のみが算定対象となります。統計値などに基づく浄化槽人口などには、地方公共団体の保有する施設以外の施設を利用している人数も含まれてしまう場合があるため、地方公共団体の保有する施設内にある浄化槽に限定して、処理対象人員を把握する必要があります。 公園等では、年間の1日あたりの平均利用者数をおおよそ推測し、浄化槽の処理対象人員とみなすことや、平均利用者数と浄化槽の人槽に乖離が無いと判断可能な場合は、人槽数を処理対象人員とすることも考えられます。 また、公民館等の施設では、施設に常時在籍している職員等は「通常利用」と考えられますので、浄化槽の処理対象人員とすることが考えられます。 一方、施設への来庁者については、来庁者が利用することを目的として設置されているトイレ等の設備がある場合は、その設備利用者数を推計等で求めて処理対象人員とみなすことが望ましいです。ただし、来庁者に関しては、通常利用としてその人数が軽微であれば、一時的にしか使用されない人数として処理対象人員から除くこともやむを得ないと考えます。	2021年8月31日	2025年2月19日
		Q4.1-2	農業集落排水施設の活動量はどう設定すればよいですか。	農業集落排水施設は、「浄化槽法」（昭和58年法律第43号）に基づく浄化槽です。このため、浄化槽の処理対象人員と同様の方法で設定してください。	2021年8月31日	—
		Q4.1-3	ごみ堆肥化施設において生ごみをコンポスト化する場合のメタン及び一酸化二窒素の排出量を算定するときに利用する係数はどう設定すればよいですか。	実測が困難である場合に利用する係数として、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書2024年」の7-20～7-22ページ、「7.3.1コンポスト化」に、「コンポスト化で適用する排出係数」（7-20ページ）があります。	2021年8月31日	2024年6月12日
		Q4.1-4	ガス機関又はガソリン機関とは具体的にどのようなものですか。	ガス機関（ガスエンジン）又はガソリン機関（ガソリンエンジン）とは、非常用発電機、コジェネレーションシステム等の自家発電施設等の内燃機関を指します。したがって、例えば、ガスエンジンを動力とするガス冷房機であれば、「ガス機関」に該当します。	2021年10月1日	—
		Q4.1-5	灯油を使う設備で家庭用機器に該当しないものは、ディーゼル機関と考えてよいですか。	灯油の使用については、マニュアル（算定手法編）の10ページにある例示と同じページの図3-2を御参照ください。 灯油を使用しても、家庭用機器及びディーゼル機関どちらにも該当しないケースもあります。	2022年3月14日	2023年7月31日
		Q4.1-6	一般廃棄物や産業廃棄物を焼却すると、必ずCO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ Oが排出されますか。	基本的に、一般廃棄物や産業廃棄物を焼却する場合、CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ Oの3種のガスが排出されますが、廃棄物の種類等により特定のガスの排出分を算定しなくてもよいケースがございます。 例えば、一般廃棄物の場合、CO ₂ の算定対象となるのは、プラスチック系の廃棄物が主となり、バイオマス起源の廃棄物（生ゴミなどの食物くず）は算定対象とはなりません。 一般廃棄物及び産業廃棄物の具体的な算定方法については、以下の内容毎にそれぞれご確認をお願いします。 マニュアル（算定手法編） 3-4-1. (5) 一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出量（第1号ホ） 3-4-1. (6) 産業廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出量（第1号ヘ） 3-4-2 (14) 一般廃棄物の焼却に伴うメタンの排出量（第2号カ） 3-4-2 (15) 産業廃棄物の焼却に伴うメタンの排出量（第2号コ） 3-4-3 (15) 一般廃棄物の焼却に伴う一酸化二窒素の排出量（第3号コ） 3-4-3 (16) 産業廃棄物の焼却に伴う一酸化二窒素の排出量（第3号カ）	2021年10月1日	2025年2月19日
		Q4.1-7	リサイクルに出した廃棄物や埋立処分とした廃棄物も「温室効果ガス総排出量」の算定対象となりますか。	リサイクルに出した廃棄物は、温室効果ガスを排出することはありませんので、温室効果ガスの総排出量については、計上する必要はありません。 一方で、埋立処分とした場合は、廃棄物の種類によっては、メタンを発生する可能性があるため、マニュアル（算定手法編）62ページを御確認いただき、必要に応じて算定をお願いします。	2023年12月8日	2024年6月12日
		Q4.1-8	液化石油ガス（LPG）及び、液化天然ガス（LNG）、都市ガスの燃料の単位換算方法を教えてください。	液化石油ガス（LPG）、都市ガスの燃料の単位換算方法は、マニュアル（算定手法編）に示されていますので御確認ください。 液化天然ガス（LNG）の単位換算方法は、燃料供給事業者のHP等で確認することが考えられます。	2021年10月1日	—

よくある質問（事務事業編）令和7年2月19日更新

分野	小見出し	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
		Q4.1-9	都市ガスの使用量を把握するために、取引しているガス局の納品書を確認したところ、「請求書上の想定温度」及び「請求書上の想定気圧」について記載されておりませんでした。業者に確認しましたが計測していないとのことでした。このような場合、どのように都市ガスの標準状態の体積を把握したらよいですか。	マニュアル（算定手法編）にあるとおり、「多くの地方公共団体が都市ガス供給を受ける際の一般的な条件と考えられる15℃、1.02気圧での表示の場合」であると想定して、請求書に記載された体積（m ³ ）に0.967を乗ずると標準状態の体積（Nm ³ ）に換算することが考えられます。	2021年10月1日	—
		Q4.1-10	「温室効果ガス総排出量」を算定する際、自ら発電して使用した電気は、どのように算定しますか。	自ら発電して使用した電気は、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量としては算定しませんが、発電した際に排出された二酸化炭素の量は、燃料の使用等に伴う排出として算定します。	2021年10月1日	—
4.2排出係数		Q4.2-1	温室効果ガス排出量の算定に使用する係数が見直された場合、過去の実績を遡って算定しなおすべきですか。また、計画を見直す必要がありますか。	既に算定・公表している過年度の「温室効果ガス総排出量」を遡って再算定する必要はありません。改正された地球温暖化対策推進法施行令の施行日以後に算定・公表する排出量については、改正後の排出係数を適用してください。また、計画を一から作り直す必要はありません。なお、経年比較を行うために、以前の係数で算定した温室効果ガスの排出量を併せて公表することが考えられます。	2010年2月22日	2022年3月14日
		Q4.2-2	各燃料の排出係数は、変更されますか。	燃料の排出係数及び単位発熱量は、地球温暖化対策推進法施行令第3条の改正に伴い変更となることがあります。	2021年10月1日	—
		Q4.2-3	下水道における温室効果ガスの排出係数はどう設定すればよいですか。	事務事業編においては、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に示されている排出係数を用いていただくことが望ましいですが、同施行令第3条第2項の規定により、以前から「下水道における地球温暖化対策マニュアル（平成28年3月）」により算定されている場合は、継続性の観点からそちらを用いていただくことも可能です。マニュアル（算定手法編）の117～118ページ、＜地球温暖化対策推進法施行令第3条第2項の適用＞を御参照ください。	2021年8月31日	2024年6月12日
		Q4.2-4	LPGの排出係数（単位：kg-CO ₂ /m ³ ）を教えてください。	LPガスの排出係数（単位：kg-CO ₂ /m ³ ）は、一般的には「6.6kg-CO ₂ /m ³ 」であり、「3.00kg-CO ₂ /kg」を一般的なLPガスの配合で換算したものになります。マニュアル（算定手法編）の21ページ、＜LPGの使用量について＞を御参照ください。	2022年3月14日	2024年6月12日
4.3電気事業者別排出係数		Q4.3-1	「電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）」の公表時期を教えてください。	事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定における電気の排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号の規定に基づき毎年告示される電気事業者ごとの基礎排出係数を使用しますが、係数の告示時期は「特定排出者の温室効果ガス排出量算定用」の係数の公表後となります。例えば、令和5年度は「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）」の公表（例えば、令和3年度実績：令和5年1月24日公表、令和5年5月26日一部修正）の後に、告示（例えば、令和3年度実績：令和5年6月9日）があり、その後に、地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて（例えば、令和3年度実績：令和5年6月30日）公表の流れとなっています。そのため、急ぎの場合は、「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）」の排出係数を用いて算定していただき、後に公表される「電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）」を確認することが考えられます。 ※電気事業者別排出係数の利用に当たっては、Q4.3-2により詳細な内容がございますのでご参照ください。 ■温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度＞算定方法・排出係数一覧 https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc	2021年10月1日	2023年12月8日
		Q4.3-2	小売電気事業者から供給されて電気を使用している場合、供給を受けている事業者の排出係数を用いて温室効果ガス排出量を算定するべきですか。再生可能エネルギー電力の調達等による二酸化炭素排出量の削減効果を見込むことは可能ですか。	地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号の規定に基づき毎年告示される電気事業者ごとの基礎排出係数を使用し、「温室効果ガス総排出量」を算定する必要があります。政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）が改定され、「再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、点検に当たっては、基礎排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量に加え、調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量を併せて公表するものとする。また、本計画において定める温室効果ガスの総排出量の削減目標の達成は、調整後排出係数を用いて算定した総排出量を用いて評価することができるものとする。」と記載されました。そのため、事務事業編でも基礎排出係数を用いて算定された「温室効果ガス総排出量」に加え、「調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量」を併せて公表することとなり、評価も可能となります。	2021年10月1日	2022年3月14日
		Q4.3-3	電気の契約先が2社ある場合、それぞれの排出係数を使用して、温室効果ガス排出量を算定するべきですか。	契約されている電気事業者ごとに、それぞれの排出係数を用いて、温室効果ガス排出量を算定してください。	2021年10月1日	—
		Q4.3-4	政府及び地方公共団体実行計画における「温室効果ガス総排出量」算定に用いる電気事業者ごとの排出係数は、どこに公表されていますか。また、国が告示している電気事業者の中に契約している事業者がない場合は、どのように排出量を求めればよいですか。	「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」に掲載しています。他人から供給された電気の使用に伴うCO ₂ 排出量について、告示される電気事業者ごとの基礎排出係数や実測等に基づき自ら把握した排出係数を用いて算定することができない場合には、告示で示される代替値を使用して排出量を求めます。代替値は、地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトの「ツール（事務事業編）」のページの「排出係数」の「電気事業者別基礎排出係数データ」で御確認いただけます。 ■地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト＞ツール（事務事業編）＞排出係数 https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual2.html#data	2022年12月27日	2025年2月19日

よくある質問（事務事業編）令和7年2月19日更新

分野	小見出し	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
	4.4クレジット、非化石証書の利用	Q4.4-1	「温室効果ガス総排出量」を算定する際、自ら所有する再エネ設備で発電した電気の売電や非化石証書、Jクレジット等の措置は影響しますか。	「温室効果ガス総排出量」の対象範囲は、地球温暖化対策推進法施行令第3条に定められている活動に限られます。再エネ設備で発電した電気の売電や非化石証書、Jクレジット等の措置は、地球温暖化対策推進法施行令第3条に含まれないため、「温室効果ガス総排出量」の算定対象に含まれません。 なお、再生可能エネルギー・廃棄物等発電事業による売電や非化石証書、クレジット等は、事務事業編の対象範囲には含まれますので、必ずしも自団体の「温室効果ガス総排出量」は削減されずとも、社会全体として温室効果ガスの排出量が削減される措置として事務事業編へ記載いただくことは可能です。	2021年8月31日	2023年12月8日
【5.目標設定】に関する質問	—	Q5-1	目標が達成できなかったときはどうなりますか。	地球温暖化対策推進法において特に罰則があるわけではありません。同法では、地方公共団体実行計画の策定と実施状況の公表が義務付けられていますので、これを遵守することが必要です。	2020年2月7日	2023年12月8日
		Q5-2	温室効果ガス削減の目標値はどのような方法で設定しますか。	マニュアル（本編）にあるとおり、それぞれの地方公共団体の状況に応じて検討・選択することが望まれます。 同マニュアルでは、事務事業編は、原則として政府実行計画の2030年度の削減目標に準じた目標水準の検討が期待されることを記載しています。また、地球温暖化対策計画等の温室効果ガス別やその他の区分ごとの目標に基づく具体的な検討手法を掲載していますので参考にしてください。	2010年2月22日	2023年12月8日
		Q5-3	計画期間を延長する場合、「温室効果ガス総排出量」に関する数値的な目標を変更するべきですか。	計画期間を延長した場合、次の改定時に、「温室効果ガス総排出量」に関する数値的な目標等を見直しされると考えられるため、据え置きにするか、変更するかは、今後の検討や比較が行いやすい方法を選択してください。	2021年10月1日	—
		Q5-4	現行の事務事業編の基準年度以降、複数の施設を新築・廃止しており、今後も施設の新築・廃止の予定があります。事務事業編の改定にあたり、目標設定の対象施設はどのように考えたらよいですか。	事務事業編の「温室効果ガス総排出量」に関する削減目標は、目標年度に管理下にある全ての施設における「温室効果ガス総排出量」を対象として設定することが望ましいです。削減目標は、事務事業編の策定時の想定で、施設の新設・廃止等を考慮して検討してください。 施設増減による温室効果ガス総排出量の増減で、温暖化対策で努力した温室効果ガス総排出量の削減が正確に評価できなくなることを懸念される場合は、目標年度に管理下にある全ての施設における「温室効果ガス総排出量」と合わせ、基準年度時点の対象施設だけの「温室効果ガス総排出量」の実績についても併記することが考えられます。	2022年12月27日	—
		Q5-5	目標設定における算定対象となる温室効果ガスの種類をエネルギー起源CO ₂ のみとすることは可能ですか。	エネルギー起源CO ₂ 、非エネルギー起源CO ₂ によらず、法律上の6種類のガス全てを算定対象とすることが原則となります。地球温暖化対策推進法第2条第5項において「温室効果ガス総排出量」とは、「温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量の合計量」と定められているためです。 一方で、エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガスについては、「温室効果ガス総排出量」に占める割合が極めて小さく、その排出源が多岐に渡るケースがあります。 そのため、地域特性や実情に応じて、計画策定当初から、対象とすることが困難と判断される場合には、まずはエネルギー起源CO ₂ に限定して目標を設定していただき、段階的に対象を拡大していく方法も考えられます。	2025年2月19日	—
【6.その他】	—	Q6-1	事務事業編の案を作成後は、パブリックコメント募集が必要ですか。	事務事業編のみの策定・改定である場合、パブリックコメントは義務付けられているわけではありません。 区域施策編は、地球温暖化対策推進法第21条第10項に基づいて、策定前に住民その他利害関係者の意見を聞く必要があります。 そのため、事務事業編と区域施策編をあわせて策定する場合は、策定前に住民その他利害関係者の意見を聞く必要があります。	2011年3月28日	2023年12月8日
		Q6-2	事務事業編の実施状況を公表する必要がありますか。また、どのように公表すればよいですか。	地球温暖化対策推進法第21条第15項に基づき、毎年1回、事務事業編に基づく措置の実施の状況（「温室効果ガス総排出量」を含む。）を公表することが義務付けられています。 具体的な公表の方法としては、地球温暖化対策推進法施行規則第4条において「その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うもの」とされています。	2021年8月31日	—
		Q6-3	事務事業編でも温室効果ガス総排出量の削減目標の達成状況を区域施策編と同様に吸収量を見込んだ値とすることはできないのでしょうか。	「温室効果ガス総排出量」の算定対象は、地球温暖化対策推進法施行令第3条に定めている活動になります。施行令には吸収量の記述がないため、吸収量は、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象には入りません。	2023年12月8日	—
		Q6-4	地方公共団体が所有、管理する森林について、吸収作用の保全及び強化のための措置として、「森林吸収源対策」と「都市緑化等の推進」を、事務事業編に必ず記載する必要がありますか。	地方公共団体が所有、管理している森林は、事務事業編の対象範囲に含まれます。 必ずしも記載が必要ではありませんが、「森林吸収源対策」及び「都市緑化等の推進」を記述いただくことが望ましいです。 所有・管理する森林関連業務を所管する部署に実施されている措置がないかを御確認いただき、事務事業編に記載することが考えられます。	2021年10月1日	—
		Q6-5	温室効果ガス排出量の算定に使用する数値の小数点以下はどこまで採用すればよいですか。	マニュアル類では、有効桁数や四捨五入の取り扱いについて、明確な記載はありませんので団体ごとに判断していただいて問題ありません。 なお、実行計画とは別の制度ではありますが、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver. 5.0）」では、II-17～II-21ページに、有効数字について記載がありますので、参考までにご覧ください。 【参考情報】温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 ■温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver. 5.0） https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual	2021年10月1日	2024年6月12日
		Q6-6	事務事業編の策定に係る国の補助はありますか。	国の財政支援等を御覧ください。 https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/subsidy.html	2021年12月22日	—

よくある質問（事務事業編）令和7年2月19日更新

分野	小見出し	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
		Q6-7	ISO14001を認証取得済みですが、新たに事務事業編を策定することが必要ですか。	ISO14001が地球温暖化対策推進法で義務付けられている事務事業編そのものとはなりません。認証取得済みのISO14001の内容をベースに実行計画を策定してください。 事務事業編の策定・改定体制の構築にあたっては、既存組織やマネジメントシステム等を極力活用することにより、二重体制を回避し、職員の負担を軽減するとともに効率的な運用を目指すことが可能です。	2010年2月22日	2020年2月7日